

第 4 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成27年12月14日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成27年12月14日（月曜日）
 午前9時58分開議
 午前11時21分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第2号 平成27年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 平成27年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第17号 財産の処分について

議案第18号 工事請負契約の締結について

議案第24号 専決処分の報告及び承認について

議案第25号 専決処分の報告及び承認について

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①若手建設技術者、委託業務の表彰制度について

②熊本都市圏の都市交通マスタープラン（素案）について

③川辺川ダムに関する最近の状況について

④旭化成建材等が施工した杭問題について

出席委員（7人）

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 緒 方 勇 二
 委員 城 下 広 作
 委員 森 浩 二
 委員 濱 田 大 造
 委員 楠 本 千 秋
 委員 河 津 修 司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 猿 渡 慶 一
 政策審議監 原 悟
 道路都市局長 手 島 健 司
 河川港湾局長兼
 土木技術審議監 鈴木 俊 朗
 建築住宅局長 田 邊 肇
 監理課長 成 富 守
 用地対策課長 久 保 隆 生
 土木技術管理課長 緒 方 進 一
 道路整備課長 宮 部 静 夫
 道路保全課長 高 永 文 法
 首席審議員兼
 都市計画課長 松 永 信 弘
 下水環境課長 宮 本 秀 一
 河川課長 村 上 義 幸
 港湾課長 平 山 高 志
 砂防課長 原 田 高 臣
 建築課長 清 水 照 親
 営繕課長 深 水 俊 博
 住宅課長 上 妻 清 人

事務局職員出席者

議事課主幹 東 昭 宏
 政務調査課主幹 法 川 伸 二

午前9時58分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。

ただいまから、第4回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等の審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着席のまま簡潔にお願いします。

それでは、猿渡土木部長に総括説明をお願いします。

○猿渡土木部長 おはようございます。

総括説明の前に、さきの本委員会管外視察につきまして、増永委員長、緒方副委員長初め委員の皆様におかれましては、大変お世話になりました。ありがとうございます。

この視察で得られました情報につきましては、今後の事業推進に役立ててまいります。

それでは、今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、最近における土木部行政の動向について御説明申し上げます。

まず、道路情報提供協定についてです。

近年、本県管理道路において、落石や穴ぼこなど、道路の異状箇所を原因とする事故が増加傾向にあります。県としては、定期的な道路パトロールに加え、さまざまな対策を講じながら事故の未然防止に努めているところでありますが、落石や穴ぼこなど、突然発生する異状箇所を把握し、迅速に対応するには限界があります。

このため、日常的に道路を利用されている事業者や団体との通報協定の締結を進めており、先月、新たに、一般社団法人熊本県法面

保護協会、公益社団法人熊本県老人クラブ連合会、一般社団法人熊本県建設業協会、熊本ヤクルト株式会社の4団体との協定を締結し、計15団体となりました。

今後も、このような取り組みを通じて県民の方々が安心して通行できるよう、道路の維持管理に努めてまいります。

次に、基礎ぐい工事問題についてです。

旭化成建材株式会社に端を発する基礎ぐい工事問題は、これまで全国のくい打ち業界7社でくいデータの流用が確認されており、県内では、4件の民間物件で流用が判明しております。

これを受け、県土木部では、先月建築課内に相談窓口を設置し、県民の不安の払拭に努めているところでございます。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案3件、条例等関係議案5件、報告関係3件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の12月補正予算は、公共土木施設の災害復旧関係事業に要する経費として、7,494万5,000円の増額補正をお願いしております。

あわせて、県単独の公共事業について、過去最大の30億3,760万円の債務負担行為、いわゆるゼロ県債を設定し、公共事業の発注の平準化、事業の早期かつ円滑な執行を図ることとしております。

また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定として、347億8,700万円をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、財産の処分について1件、工事請負契約の締結について1件、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について3件、計5件の御審

議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告について1件、県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等支払い請求に係る訴えの提起の専決処分の報告について2件、計3件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、若手建設技術者、委託業務の表彰制度について外3件を御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○成富監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして、建設常任委員会説明資料1冊を準備しております。また、その他報告事項としまして、4件の報告資料を準備しております。

それではまず、第1号議案平成27年度熊本県一般会計補正予算、第2号議案平成27年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算、第3号議案平成27年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算の概要について御説明させていただきます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

平成27年度12月補正予算資料でございます。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しております。今回の補正額は公共土木施設の災害復旧関係事業に要する経費で、7,494万5,000円の増額補正の予算を計上しております。

その内訳としましては、上の表の2段目の今回補正額の欄でございますが、一般会計の災害復旧事業としまして、補助事業で4,137万5,000円、県単事業で3,357万円の増額を計上しております。また、右側の特別会計については、補正予算の計上はありません。その右側合計欄の3段目ですが、一般会計、特別会計を合わせた今回補正後の予算額は935億5,863万3,000円となります。

次に、2ページをお願いいたします。

平成27年度12月補正予算総括表でございます。

一般会計、特別会計における各課の補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の段をごらんください。

今回補正額の財源内訳といたしまして、国支出金で4,137万5,000円、地方債で3,300万円、一般財源で57万円を計上しております。

なお、3ページ以降に関係課の予算が出てまいります。県単独事業に係る債務負担行為、いわゆるゼロ県債として、合計で30億3,760万円の設定をお願いしております。これは、事業発注の平準化と早期発注による事業効果の早期発現を図るため、設定をお願いするものでございます。

土木部全体の予算額の状況は以上でございます。

監理課は以上です。

○緒方土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

説明資料の3ページをごらんください。

補正はございません。

上から2段目の建設単価調査費は、説明欄に記載のとおり、建設単価調査業務に2,113万円の債務負担行為の設定を計上しております。この業務は、土木部が発注する公共工事の積算に用います建設資材などの設計単価を

決定するため、市場取引の実勢価格の調査を平成28年度当初から行うものでございます。

土木技術管理課は以上でございます。
よろしく申し上げます。

○宮部道路整備課長 道路整備課でございます。よろしくお願いたします。

資料の4ページをお願いいたします。

道路整備課の補正予算は、いずれも、県単独事業に係る債務負担行為、ゼロ県債の設定でございます。いずれも、事業発注の平準化を図るとともに、来年の梅雨時期までに工事を完了させるなど、事業効果の早期発現を図ることを目的としまして、県単独事業のうち、早期実施が必要なものを計上しております。

まず、上から2段目にあります単県道路改築費につきましては、右側の説明の欄でございますが、河内矢部線ほか20カ所に5億6,100万円を計上しております。

次に、上から4段目にあります単県橋りょう補修費につきましては、国道219号宝珠橋ほか16カ所に2億2,000万円を計上しております。

道路整備課は以上でございます。
よろしくお願いたします。

○高永道路保全課長 道路保全課でございます。

説明資料の5ページをお願いします。

債務負担行為の設定を3件計上しております。

まず、上から2行目、単県道路災害防除費は、落石対策やのり面崩壊対策等の防災対策を実施するもので、玉名山鹿線ほか5カ所で1億2,200万円を計上しています。

次に、上から3行目、単県道路修繕費は、小規模な舗装老朽損傷箇所を舗装修繕するもので、国道325号ほか27カ所で2億3,000万円を計上しています。

最後に、下から2行目、道路舗装費は、主に、熊本県舗装維持管理計画に基づき、舗装補修を実施するものです。辛川鹿本線ほか61カ所で8億9,630万円を計上しています。

これら3件は、いずれも来年の梅雨前の対応及び発注の平準化を目的に設定しております。

道路保全課の説明は以上でございます。
よろしく申し上げます。

○宮本下水環境課長 下水環境課でございます。

委員会説明資料の6ページをお願いいたします。

流域下水道事業特別会計予算の補正です。

予算の増減に関する提案はございませんが、債務負担行為の設定をお願いしております。

上から2段目、熊本北部流域下水道管理費の右端の説明欄をごらんください。

下水道管理者には、下水道法に基づき、下水処理場から放流する処理水の水質検査の実施が義務づけられており、この検査を年度当初から円滑に行うために、今回、検査業務委託に関する経費として、限度額を385万3,000円とする債務負担行為の設定をお願いするものです。

上から4段目の球磨川上流流域下水道、6段目の八代北部流域下水道につきましても、同様に、それぞれ、限度額409万6,000円、400万4,000円の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

下水環境課は以上です。

○村上河川課長 河川課でございます。よろしく申し上げます。

資料の7ページをお願いします。

上段の河川海岸総務費、中ほどの河川改良費、そして下段の海岸保全費につきまして、いずれもゼロ県債の債務負担行為の設定でござ

ざいます。

まず、河川海岸総務費では、河川海岸維持修繕費として1億5,230万円の設定をお願いしております。これは、河川海岸施設の修繕などを年度当初から行うためのものです。

次の河川掘削事業費は、3,000万円の設定をお願いしております。これは、天草市の内野川ほか3カ所について、河川掘削を梅雨時期前に完了するためのものです。

次に、河川改良費では、単県河川改良費として6,800万円の設定をお願いしております。これは、宇土市の網津川ほか4カ所について、河川改修などの事業を梅雨時期前に完了するためのものです。

次に、海岸保全費では、単県海岸保全費として1,200万円の設定をお願いしております。これは、荒尾海岸における海岸保全施設の補修をノリ養殖に支障のない時期までに完了するためのものです。

続きまして、8ページをお願いします。

補正予算でございます。

まず、上段の河川等補助災害復旧費ですが、4,137万5,000円を計上しています。これは、市町村災害復旧指導監督事務費で、市町村の災害復旧事業に対する指導、監督のための事務費です。

次の河川等単県災害復旧費につきまして、3,357万円を計上しています。これは、現年発生災害復旧工事費で、国の補助災害復旧事業の基準を満たさない箇所に係る災害復旧費です。

以上、河川課の補正総額は、最下段のとおり、7,494万5,000円の増額で、補正後の合計額は225億1,319万8,000円となります。

河川課の説明は以上です。

よろしくをお願いします。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

一般会計の12月補正予算について御説明い

たします。

単県港湾整備事業費において、6億4,500万円の債務負担行為、ゼロ県債を設定しております。これは、説明欄のとおり、単県港湾維持浚渫事業において、熊本港ほか4カ所のしゅんせつ事業を実施するに当たり、ノリ養殖期間中の工事ができないため、6億円のゼロ県債の設定、また、単県港湾修築事業についても、県管理港湾の港湾施設の年間維持管理を切れ目なく行うため、4,500万円のゼロ県債の設定をお願いするものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

施設管理費で989万3,000円の債務負担行為を設定しております。これは、熊本港管理事務所における庁舎清掃業務、庁舎機械警備などの管理業務を年度当初から行うための債務負担行為をお願いするものです。

港湾課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○原田砂防課長 砂防課でございます。

資料11ページをお願いします。

今回御審議をお願いするのは、債務負担行為の設定でございます。

まず、2段目の単県砂防事業費におきまして、2,000万円のゼロ県債の債務負担行為の設定を計上しております。内容としましては、南阿蘇村、芝原川で土砂災害を防止するため、梅雨時までに護岸工事を施工するための費用です。

3段目の単県急傾斜地崩壊対策費で2,400万円の同じくゼロ県債を設定しております。内容は、球磨村楮木地区と美里町本村地区において、梅雨期までに斜面の崩壊防止施設を施工するための費用です。

4段目の砂防調査費で646万6,000円の債務負担行為の設定を計上しておりますが、この

費用は、阿蘇中岳の噴火による降灰量を火口周辺10地点で観測するための費用です。

砂防課は以上です。

よろしく申し上げます。

○深水営繕課長 営繕課でございます。

12ページをごらんください。

営繕課としては、第2行の営繕管理費のうち、説明欄に示しますとおり、県有施設の保全改修費について、大矢野種苗生産施設ほか1施設に関し、5,700万の債務負担行為を設定するものです。

営繕課の説明は以上です。

お願いいたします。

○成富監理課長 監理課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

平成27年度繰越明許費でございます。

繰越明許費については、本年度9月補正後の予算に対して、過去の繰越確定額等をもとに算定した金額について設定をお願いしております。

土木部における平成27年度繰越明許費は、1の一般会計につきましては、339億8,700万円の設定をお願いしております。2の港湾整備事業特別会計につきましては、3億9,700万円の設定をお願いしております。3の流域下水道事業特別会計につきましては、4億300万円の設定をお願いしております。

なお、一般会計、特別会計を合わせました土木部合計は、一番下の合計の欄に記載しておりますとおり、347億8,700万円となります。

事業の繰り越しについては、事業の進行管理と効率的な執行を図るよう徹底するとともに、適正工期の確保や発注、施工の平準化の観点から、適切に運用してまいります。

監理課の説明は以上でございます。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

議案第17号財産処分について御説明いたします。

本議案は、八代港内港地区の港湾用地を八代市環境センター用地として処分する議案です。

概要について、16ページで御説明いたします。

売却予定の財産は、八代市港町298番2の県有地である港湾用地2万9,917平方メートルです。

当該地は、国が、公有水面埋立免許を受け、直轄工事により埋め立てた土地であり、ことし6月議会で御承認いただき、8月に、港湾管理者である県が、港湾法第53条に基づき、国土交通省から買収した土地です。

売却の理由は、八代市環境センターの老朽化に伴い、八代市が新たに整備する環境センターの用地として有償譲渡するもので、売却予定価格は2億7,900万です。

港湾課は以上です。

よろしく申し上げます。

○成富監理課長 監理課でございます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

第18号議案につきましては、工事請負契約に関する議案になりますので、監理課から説明させていただきます。

工事名は国道266号地域連携推進改築(登立一号橋上部工)工事、工事内容は橋梁上部工、工事場所は上天草市大矢野町登立地内、工期は契約締結の日の翌日から平成29年3月17日まで、契約金額は4億6,990万8,000円、これは消費税及び地方消費税相当額を含む額です。契約の相手方は日立造船株式会社九州支社、契約の方法は一般競争入札でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

第18号議案の入札経緯及び入札結果についてでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類は鋼構造物工事、次段、経営事項審査の総合評定値として、鋼橋上部工事の総合評定値が1,100点以上であること、なお、県内に主たる営業所を有する者は、鋼橋上部工事の総合評定値が900点以上であること、次段の営業所の所在地に関しては、九州地域内に営業所を有すること、次段以降、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項については、記載のとおり設定しております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質の確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施しました。

施工計画としましては、橋梁上部工工事において安全管理と品質管理が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者としました。

19ページをお願いいたします。

上段の表が設定した課題ですが、安全管理と品質管理で、おのおのの内容は記載のとおりでございます。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には7つの企業が参加し、平成27年10月6日に開札を行い、評価値を算出しております。その結果、下から2段目の予定価格は4億9,267万6,000円(税抜き)に対しまして、上から5段目の技術評価点が123.8で4億3,510万円(税抜き)で入札した日立造船株式会社九州支社が評価値28.4532と最も高い評価値となり、落札を決定しております。

監理課の説明は以上でございます。

○高永道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料21ページの第25号議案から25ページの第26号議案までの3件でございます。

まず、資料の21ページの第24号議案でございますが、詳細は、右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成27年4月9日午後4時ごろ、八代市泉町仁田尾の主要地方道小川泉線で、和解の相手方が所有する軽四輪乗用自動車が行進中、進行方向右側ののり面からの落石が直撃し、フロントガラスを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が事前に本件を予見し、回避することは困難であることを考慮して、自動車の修理額の全額に当たる7万9,898円を賠償しております。

次に、資料の23ページの25号議案でございます。

右ページの概要をお願いします。

本件は、平成27年7月14日午前6時ごろ、球磨郡球磨村大瀬の一般国道219号で、和解の相手方が普通乗用自動車で行進中、路上に生じていた穴ぼこに左前輪が落ちて、左前輪のタイヤホイールを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の4割に当たる1万9,073円を賠償しております。

次に、資料の25ページの第26号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成27年7月20日午後11時30分ごろ、球磨郡あさぎり町深田西の主要地方道多良木相良線で、和解の相手方が軽四輪乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から倒れていた樹木に衝突し、前部バンパーを破損

したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の5割に当たる3万672円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○成富監理課長 監理課でございます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分の報告でございます。

職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定については、地方自治法180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

詳細につきましては、28ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成27年8月7日午後3時35分ごろに、熊本市月出3丁目地内で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失100%で合意し、損害賠償額は14万5,552円でございます。

なお、今回は物的損害のみの和解であり、人身分については、現在も相手方が通院中のため、通院終了後に示談交渉を行うこととしております。

事故の状況としましては、建築課職員が国体道路を公用車で走行中、助手席の荷物が床に落ちたことに気をとられ、信号停車した前方の相手方車両に気づくのがおくれ、追突したものでございます。

以上、職員の交通事故に係る専決処分の報告について御説明いたしましたが、損害賠償額は、県が加入している損害賠償保険で対応したものでございます。

職員の交通事故防止、交通違反防止につきましては、これまでも研修等において注意喚起を行っておりますが、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

監理課の説明は以上でございます。

○上妻住宅課長 住宅課でございます。

2件の専決処分の報告をさせていただきます。

資料の29ページをお願いいたします。

報告第3号の専決処分の報告は、県営住宅の家賃滞納者に対する県営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求の訴えの提起を行うものでございます。

29ページから30ページまでが内容でございますが、31ページの概要で説明させていただきます。

専決日は平成27年11月13日でございます。

今回の明け渡し請求等に係る訴えの提起は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込めない者7件につきまして、11月26日に熊本地方裁判所に提訴を行ったものでございます。

この7件につきましては、これまで何回となく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない、または、納入の誓約はするものの、それを守らないといった滞納者でございます。滞納総額は118万5,900円、滞納総月数は44カ月となっております。

これまでの提訴の実施状況は、今回で49回目の提訴となり、今回の7件を含めまして1,041件となっております。

続きまして、33ページをお願いいたします。

報告第4号の専決処分の報告は、県営住宅の滞納家賃等の支払いにつきまして、訴え提起前の和解を行うものでございます。

詳細につきましては、34ページの概要で説明させていただきます。

専決日は平成27年11月13日でございます。

この和解は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込める者2件につきまして、11月26日に熊本簡易裁判所に訴え提起前の和解の申し立てを行っ

たものでございます。滞納総額は48万3,800円、滞納総月数は9カ月となっております。

この2件につきましては、先ほどの提訴の件とは異なりまして、滞納解消のため、家賃納付の誓約する意思を示しているため、今後の支払い等につきまして、裁判所の関与のもとで和解を行うものでありまして、判決と同様の効力があり、より迅速で効率的に強制力を伴う手段を確保していくものでございます。

これまでの和解の実施状況は、今回で21回目の和解となり、今回の2件を含めまして188件となっております。

今後とも、歳入確保及び公平性の観点から、滞納対策にしっかりと取り組んでまいります。

住宅課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 ありませんか。

なければ、これで質疑を終了しますが、よろしいですか。——はい。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第3号まで、第17号、第18号及び第24号から第26号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○緒方土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

報告事項の1をごらんください。

若手建設技術者、委託業務の表彰制度について御説明をいたします。

熊本県では、優良工事表彰を実施し、多くの建設業者や技術者の意欲の向上及び公共工事の品質の確保に取り組んでまいりました。

しかし、県内の建設従業者は、全国に比べて高齢化が進んでおり、さらに、改正品確法において、公共工事における将来の担い手の確保・育成及び調査設計の品質確保が規定されております。

このような背景から、若手技術者の技術力や意欲の向上を促すため、優良な若手技術者を表彰し、担い手の確保・育成を図ることとしました。

また、さらなる公共工事の品質を確保するため、調査・設計を行う優良な企業を表彰し、意欲の向上と優秀な技術者の育成を図る

こととし、若手建設技術者及び委託業務の表彰制度を本年度に創設し、平成28年度から実施をいたします。

制度の概要について御説明いたします。

若手建設技術者表彰は、県内若手技術者の技術力及び意欲の向上と建設産業の将来を担う技術者の確保、育成を目的としております。

表彰対象は、35歳未満の現場代理人と主任技術者で、土木部長が表彰いたします。

表彰対象は、土木部発注の250万円を超え、工事成績が80点以上の工事でございます。

なお、担当工事で65点未満の工事があった場合や指名停止等を受けた場合は除外をいたします。

表彰は、各広域本部、地域振興局、建築住宅局から各2件程度、合計で24件程度でございます。

報告事項の裏面をごらんください。

次に、委託業務表彰について御説明をいたします。

目的は、県内建設コンサルタントの技術及び意欲の向上並びに建設コンサルタントの社会的評価を高め、建設産業の振興に資することでございます。

表彰対象は、建設コンサルタントと管理技術者で、土木部長が表彰いたします。

対象業務は、土木部発注の250万円を超え、業務成績が80点以上の委託業務でございます。

なお、70点未満の業務があった場合や業務成績平均点が県の平均点を下回った場合、指名停止等を受けた場合は除外をいたします。

表彰は、測量・土木設計業務部門、建築設計業務部門、地質調査業務部門の3部門で、合計10件程度でございます。

最後に、今後の予定でございますけれども、今後、詳細な制度内容を記載した表彰要領を作成し、建設業協会や測量設計コンサル

タンツ協会など関係団体へ説明を行い、平成28年度から実施をいたします。

表彰時期は夏ごろを予定しております。

以上で土木技術管理課の報告を終わります。

○松永都市計画課長 都市計画課です。

報告事項の2をごらん願います。

熊本都市圏の都市交通マスタープラン(素案)の概要について御報告いたします。

なお、この報告は、先日の高速交通ネットワーク整備推進特別委員会でも同じものを御報告いたしましたので、特別委員会と重複されている委員におかれましては、御容赦願いたいと思います。

1ページをごらん願います。

まず、パーソントリップ調査について御説明いたします。

この調査は、熊本市とその周辺の5市6町1村に居住する人々の1日の動きを把握することを目的として実施するもので、これまでに3回実施しています。今回は、平成24年秋に調査し、約4.3万世帯、約9.7万人分のデータを収集いたしました。

次に、都市交通マスタープランについて御説明いたします。

都市交通マスタープランとは、おおむね20年後——平成47年を想定しておりますけれども、の都市構造を見据えた上で、都市交通に関する各種の施策をパーソントリップ調査で収集したデータ等を分析して提案するもので、策定主体は、行政、交通事業者及び学識経験者で構成される熊本都市圏総合交通計画協議会となります。

なお、県と熊本市は、協議会の共同事務局となっております。

次に、都市圏交通の主な課題としては、熊本都市圏北東部地域における人口増加や大規模事業所等の立地により、今後とも熊本市との放射双方向の交通需要が大きいこと、ま

た、公共交通利用者の減少と高齢者交通の増加に伴う交通動態の変化や交通事故の増加が挙げられます。このため、将来の人口減少及び超高齢化を見据えて、高齢者を含む都市圏住民の安全、安心な移動手段を確立していく転機を迎えていると考えられます。

次に、右側に移って、交通計画の対応方針について御説明いたします。

基本的な方針としては、公共交通に関する住民意識等の転換を図っていくとともに、関係市町村の広域的な連携のもと、交通体系の再構築を行っていくことで、利便性と効率性を兼ね備えた交通体系のベストミックスを目指していくこととしています。

具体的には、右下の枠内の図に示していますように、市街地部から郊外部までの地域ごとの交通特性に応じた交通手段の分担と連携を行っていくこととしています。例えば、市街地部や周辺部では、公共交通を主体とし、郊外部では、自動車交通を主体としつつ、コミュニティ交通の充実を図っていくこととしています。

次に、2ページをごらん願います。

先ほど御説明いたしましたキーワードである転換、連携及び再構築について、具体的に御説明いたします。

まず、1つ目の転換としては、公共交通に関する住民の意識の転換を初めとして、既存インフラである道路空間の利用に関する配分の転換、さらには、公共交通を公共サービスの一つとして位置づけた上で、これを持続的に維持していくための制度の転換を提案しています。

次に、2つ目の連携としては、住民の交通動態等を踏まえた関係市町村の広域的な連携や熊本都市圏が目指している多核連携型都市構造の土地利用と交通との連携、また、コミュニティ交通等の地域交通に関する住民との連携を提案しています。

最後に、3つ目の再構築についてですが、

これは、転換と連携を前提として交通体系の再構築を図るものです。

まず、バスネットワークの再編として、幹線と支線に分けるゾーンシステムの導入により、市街地中心部の団子運転解消等の運行効率化を図るものです。次に、定時性や速達性にすぐれた鉄軌道の結節、延伸等を図ることで、自動車からの転換を促進していくものです。また、郊外部におけるコミュニティ交通を充実していくことで、公共交通空白地域の減少を図るものです。さらに、道路空間の再配分として、公共交通と一体となった道路整備や主要な環状道路における交差点の立体化による渋滞解消を図るものです。

次に、3ページをごらん願います。

交通ネットワークの将来像についてですが、左側の図が公共交通のネットワークとなります。多核連携型都市構造の形成を支援し、中心市街地と地域拠点等を連絡する放射8方向の基幹公共交通軸を形成していくこととしています。この基幹公共交通軸については、交通需要が高いことから、公共交通の定時性、速達性及び輸送力の強化を図ることで、自動車利用からの転換を促進していくこととしています。

次に、右側の図が道路ネットワークですが、放射方向の交通需要への対応や主要な渋滞箇所の解消を図るため、2環状11放射の道路ネットワークの形成を引き続き進めていくこととしています。

次に、4ページをごらん願います。

提案されている施策の展開で期待される効果について整理しています。

一番上の表と棒グラフは公共交通利用者の推計値で、現状のままで推移した場合は、人口の減少に伴い、今後とも減少していくことが推計されていますが、施策を実施した場合は、鉄軌道の利用者が増加する推計となっています。

次に、右側で今後の取り組みについて整理

しています。

マスタープランで提案された施策について、優先順位や整備手法等を検討した上で、具体的に取り組んでいくための実行計画となるアクションプランを、次年度以降、関係機関と連携して策定していくこととしています。その後、PDCAサイクルに基づき、施策の進捗管理や事業効果の検証を行っていくことになります。

最後の5ページをごらん願います。

これは、ただいま御説明いたしましたマスタープランの施策体系図で、左から課題、情勢の変化、対応方針、主要施策となっています。

以上が都市交通マスタープラン(素案)の概要です。

今後は、県民へのパブリックコメントを行った上で、本年度末までに協議会としてのマスタープランを取りまとめる予定です。

都市計画課からの報告は以上です。

○村上河川課長 河川課です。

報告事項3をお願いします。

川辺川ダムに関する最近の状況について御報告いたします。

球磨川の治水につきましては、本年2月に終了しました、ダムによらない治水を検討する場での共通認識に基づき、中期的な治水安全度を確保するための対策手法について検討を行う球磨川治水対策協議会を、本年3月から、国、県、流域市町村で進めております。

その第3回の協議会が先月9日に開催されましたので、概要について御報告します。

会議概要を中ほどの枠内に記載しております。

球磨川で戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水を防ぐことを目標としまして、①9つの治水対策案の検討の考え方、②9つの治水対策案のうち、今回は、引堤、河道掘削等、堤防強化について

説明を行い、意見交換を行いました。市町村からは、引堤に係る市街地への影響への懸念、河道掘削に係る河川環境への影響の懸念などの意見がありました。また、山間狭窄部である中流部の引堤、人吉地区の河道掘削などは、技術的に困難である等の理由で検討対象外とされました。

今後は、遊水地など残りの6つの対策案について、この協議会で説明を行い、意見交換を行っていく予定です。

なお、市町村からの主な意見は、資料の下端から裏面に記載をしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

河川課の説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○清水建築課長 建築課でございます。

A4、1枚の報告事項4をお願いいたします。

旭化成建材等が施工したくい問題についてです。

旭化成建材が過去10年間に施工した物件は県内に13件あり、資料では、調査が終了した10件としていますが、現在は11件とふえております。そのうち3件で、くい施工データの流用が判明しています。また、ジャパンプイルが施工した物件でも、県内で1件の流用が判明しています。これらの4件については、所管する特定行政庁と連携して、元請業者に対し、建築物の安全性の確認を求めているところです。

1の県内の状況ですが、旭化成建材関係が民間施設3件、ジャパンプイル関係が民間施設1件となっています。

2の対応状況ですが、該当物件4件につきましては、傾斜、ひび割れ等のふぐあいが無いことを確認しています。

また、所管する特定行政庁から、元請業者に対して、建築物の安全性の確認を行った上で報告するように求めています。

なお、(1)の最後の行では「今後、特定行政庁が、内容の確認を行うこととなります。」とありますが、現状では、作業が進み、既に確認作業に入っている状況でございます。

また、県民の不安を解消するために、相談窓口を設置しております。

3の今後の対応ですが、再発防止策については、国土交通省が設置した対策委員会で議論が進んでいるところから、その動向を踏まえ、県として適切に対応してまいります。

なお、全国で、くいデータの流用があった会社は、冒頭で7社と御説明しておりましたが、先週の金曜日の夜に、9社に増加したとの発表がっております。

建築課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 マスタープランのことで、ちょっと確認したいんですけども、大津、菊陽のほうは、20年後も人口はまだふえる傾向ということですかね、これは。確認です。

○松永都市計画課長 これは社人研の推計結果に基づく推計値ですけども、今、委員、大津と菊陽ですか。

○城下広作委員 ええ、こちら、合志方面ですね。

○松永都市計画課長 ああ、そうですね。

まず、大津が、これはベースになるものが、平成24年ですが、3万1,000人、国調ですけども、平成47年ですと3万5,000人にふえます。菊陽は、3万8,000人に対して4万3,000人となっております。

同じように人口が減らないのは、あとは、残りは合志市、これが、参考までに、5万5,000人が5万9,000人になります。

以上です。

○城下広作委員 20年後だから、人口減少が大きくぐっと傾くのかなと思って、その交通動態が上向きになるのかなど。その根拠がちょっと曖昧だとわからなかったんですけども、これでふえるとなれば、渋滞というか、その辺は予想するからですね、それに見合うような形を考えなきゃいかぬなことなんですけれども、ちょっと20年後はそんなふえるというのがちょっと意外だったものですから、一応確認のために伺いました。了解です。

○増永慎一郎委員長 いいですか。

○城下広作委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにないですか。

○城下広作委員 もういっちょ続けてよかですか。

旭化成建材の件で、11月16日に相談窓口を設けたというんですが、今まで何名の方が相談に来られたんでしょうか。

○清水建築課長 現在までに4件の御相談がっております。

○城下広作委員 それは、その方が具体的には、その相談をし、大体今の——ある意味では、気持ちというか、納得されているとか、不安がそのままずっと続いているとか、そういう状況はどうなんでしょうか。

○清水建築課長 御相談いただいたのは、旭化成建材が施工した物件ではございません

が、建物の所有者の方から、くいが適正に施工してあるか、どこに確認すればよろしいのかとか、建物にひびがあって、くいが原因かもしれないが、どこに確認すればよいのかとの相談があっておりまして、これにつきましては、一義的には施工業者さんに確認していただくとか、そこで確認できない場合は、建築士ですとか弁護士が相談に当たる県の建築住宅センター等を御紹介して、そこで不安は解消しております。

○城下広作委員 まあ、関係者の方は心配なこともあるでしょうし、いろんなことがまだ今から情報を、ある意味では、自分でためながら、確認しながら、そして今後また相談をしたいなという人がふえるというふうに考えられますので、丁寧な対応をしていただければいいのではないかと要望しておきたいと思えます。

以上です。

○森浩二委員 関連してですけれども、このくいの安全率は大体どれくらいあつとですか。

○清水建築課長 これはまあ構造計算上で設定した場合は、2倍とか3倍とかですね、これは計算値の数値上のやつはありますけれども、基本的にはその数字で出たものを満足しなくちゃいけないというふうなことで、建築確認申請等では扱っております。

○森浩二委員 じゃあ、確認するでしょう、こういう不正があつてですね。ただ、また計算し直して、安全率内に入ってます、でも、オーケーですという答えは出ないということ。

○清水建築課長 まあ、横浜の例で言いますと、当初支持層に到達してないという話がご

ざいまして、それで、今度構造計算等で計算した結果、建物の安全性は一応基準内には入っているというふうな結果も出ておりますので、くいが到達してない場合であっても、構造計算等で安全が確認できれば、安全性は確保できているというふうなことになります。

○森浩二委員 わかりました。

これは民間の施設でしょう。公共の場合、土木のほうで、道路とか、いろいろ橋梁の、そういうのは全然確認はしよらんとですか、どういうふうにしとると。

○宮部道路整備課長 土木関係の橋梁関係につきましては、やはりくいは使っております。ただ、現在のところ、今回の調査に関しても、一応土木関係も含めてのところでの調査というふうに理解しておりますので、基本的には、現在のところ、ジャパンパイルとか、もろもろくいを施工している関係においては、土木においては、県内ではないというふうに理解しております。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○森浩二委員 はい、いいです。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 川辺川ダムに関してなんですけれども、球磨川治水対策協議会、3回目ということなんです、これは基本的なことなんですけれども、お聞きしたいんですけれども、どのくらいのペースで、今後期間はどのくらいまで続くのか、教えてください。

○村上河川課長 球磨川の治水対策協議会で、基本的には、丁寧かつスピード感を持ってということで、速やかに進めては行きたいところでございますけれども、国と

一緒に検討をやっておりまして、その検討結果が出るまでに結構時間もかかっておりますし、また、その後、流域市町村の御理解も深めていかなければならないということもありまして、今ここで、いつまでにということは非常にお答えにくいところでございますけれども、今後とも、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

○濱田大造委員 そうしましたら、県が今球磨川に関して関与している会議は、もうこの1つと考えていいんでしょうか。

○村上河川課長 球磨川の治水に係る会議というのは、この1つでございます。

○濱田大造委員 了解です。

○緒方勇二副委員長 この協議会ですけれども、要は、自然災害が頻発してきて、物すごく心理的不安が大きくなっているように思うんですね。それで、ダムがあろうが、治水対策があろうがなかろうが、下流から整備はしてきていただいているので、そのことは説明は申し上げるんですが、要は複合的な治水対策を検討されているのかちょっと私にもわからないんですが、残りの6対策ですね、遊水地が次回ぐらいにもう今度上がってくるのかなというふうに思うんですが、どうなのかわかりません、残りの6つですから。今後遊水地等にもということですから、どの辺で——そろそろ遊水地とのですね、要は、上下流のバランスも含めてですが、ベストミックスがいつごろになればですよ、これがないと、なかなか皆さんにお訴えなり——心理的にですよ、不安の解消といいますか、そういうのがなかなか——速やかにというお返事しかないのかもしれませんが、目算とかあるのでしょうかね。

○村上河川課長 9つの対策案をお示ししているということでございますけれども、まず、今回、引堤と河道掘削等、堤防強化を説明させていただきました。このほか、遊水地やダムの再開発、それと、流域の保全といまして、流域対策ということで、例えば、全国の例でいきますと、学校の校庭に水をためて、川まで流出する水を一旦抑えるとか、そういう対策も考えていっているところでございます。

そのほか、放水路とか宅地かさ上げ、輪中堤など、いろいろな対策をまずは一つ一つ検討して、それで大まかな形を考えた上で、それぞれこの地区、まあ、上流地区、中流地区、下流地区とか、地区ごとにどういう組み合わせがいいのかというやつを今から先考えていかなければならないところで、非常にいつまでにとというのは、先ほどお答えしましたように、難しいところがございます。

ただ、この検討とは別に、今できる対策というのは早急に、できるだけ早急にやっとうということ、国、県でそれぞれ取り組んでおりますので、そちらのほうとプラスソフト対策ですね、県も国も行っていますし、それと、市町村に対しても県からお金の支援を行っております。それらハード対策とソフト対策を結びつけて、どうにか流域にお住まいの皆様のお安心感を得られればと思っております。

○緒方勇二副委員長 ハード面のこともわかるんですが、要は、ソフト対策でタイムラインの策定を各町村順次上げていく、こういうふうに、私には逃げ口上にしか聞こえぬですよ。

要は、ベストミックスがいつ出るのか、技術的に困難な治水対策の部分を、まあ、懇切丁寧にされているのかもわかりませんが、もうそれは無理でしょうということですよ、片方じゃ誰しもがわかっていることで、具体

的により懇切丁寧にやられる姿はよくわかるんですが、いついつぐらいまでに、このペースでいくと、住民の皆さんに心理的に安心いただけるのかなということが今一番大事なのかなと思いますけれども、ペースが速やかにとしかお答えにならないので、いついつをめぐるとか、その辺が何かわかれば随分変わってくるのかなというふうな声をよく聞きますので、そのことは要望させとってください。

それから、もう1つ、いいですか。

若手技術者の表彰制度ですけれども、優良な若手の技術者を表彰し、担い手の確保、育成ということですが、これは、どの業界もですが、人手不足感が否めないんですけれども、介護の世界とか、保育士さんとか、年2回試験をしていくとか、給与を上げていくとか、処遇改善とかするんですが、要は、この表彰をもって賃金アップにつながるんでしょうかね。

これは企業主さんのほうになるんでしょうけれども、要は、表彰してあげるということは、やっぱりその世界で秀でることをもって表彰していただくんでしょうから、要は、そういう世界を賃金アップにつながるようなことをしていけないといけないんじゃないかな。

それで、35歳以下の若手技術者育成、要は、35歳の若手技術者は平均年収どのくらいなんでしょうかね。これは、つかまえてってこういう表彰制度を制定されるのかどうかもちょっと聞かせてください。

○緒方土木技術管理課長 まず、給料のほうに反映するかということですが、給与については、もう会社のほうということですので、それに対して、やる県として何か優遇措置があるかどうかという形でちょっとお答えをさせていただきたいと思うんですけれども、まず、今回については、表彰制度を設けるということで意欲の向上を図れるというこ

とを考えていますので、特に、そういう優遇措置というふうなのは考えておりません。

業界とお話を、意見交換をした中でお話をいただいたのが、県ではまだやっていませんけれども、地整のほうで若手の表彰とか、それ以外もやっておりますけれども、若手の方、非常に表彰されるということで喜ばれて、表彰を額に入れて自宅のほうに飾られているのを見て、非常に業界の方も驚いていらっしゃると思いますので、まずはそこをやっていきたいということで、その中で会社のほうが認めていただければ、ちょっとうれいなと思っておりますので、そういう形で進んでいければいいと思っております。

そういうことで、業界のほうからも、まずはやる気を起こさせることをきっかけとして表彰制度をつくってほしいので、インセンティブまではまだ考えてないということをちょっといただいておりますので、今後、制度を運用していく中で、業界と意見交換をして、必要であればそういう形をまた検討していきたいと考えております。

○増永慎一郎委員長 今、収入の話が出たことに対しては何かないんですか。

○緒方土木技術管理課長 済みません、ちょっと収入は、ちょっと調べておりません。

○緒方勇二副委員長 くい今回の問題にしても、まあ、当初は、旭建材、パイルかと思ってました。しかし、7社が9社にふえてきて、要は、職人、技術者の矜持すらないのかと逆に思うぐらいですよ。要は、安全係数があつて、2倍です、3倍ですというお答えでしたけれども、要は、その安全係数の中に入っとるけん、構わぬじゃないかというような、そういう考えが蔓延しとったんじゃないかなと、逆に思うわけですよ。要は、賃金を上げてあげないと、これは、この劣化はひど

いなと私たちは思っているんですが、要は、表彰される上で、やる気を持って——額にも本当にこういうふうに上げられて、そういうやる気を持たれるんで思うんですが、要は、実入りのほうにつながるようにしてあげないと、現実的にやっぱり育成にはつながらんんじゃないかなと思うんですが、これはちょっと制度的に考えていただきたいと思いたくはありますが、これは要望させとってください。

○城下広作委員 関連でちょっと今の、せっかくそれが出ましたので。

現場代理人とか主任とか、35歳の1人の方にぱっと表彰するんですけども、基本的に仕事というのは、みんなチームでやるもので、その1人が、ずっと1から10まで全部やるというのはほとんどないんですね。やっぱりそれにはいっぱいサポートがいて、企業、会社内でみんな協力して、結果的に1人の人間が現場代理人とかという形になると、中心者として。だから、まあ、その方を1人選ぶというのは当然もう仕方ないことなんで、チームがあって、その分で成り立っているということ自体も、ある程度分けてやったりこの言葉としてはみなさんにも言うておかないと、1人が全部なし遂げたということじゃないからですね。その辺は企業なども多分その理屈というのはちゃんと伝わってくると思うから、余りにも1人が1人がとなってしまうと、その人自体も浮いてしまうような格好になるから、この辺はちょっと現場の感覚としては、みんなでやっているというのはよくよく——小さい会社になればなるほどそういうふうな形がありますので、その辺は心の中にぜひとどめとっていただきたいなというふうに思います、表彰する側として。

○森浩二委員 今に関連してですけども、表彰受けるでしょう、それで、普通現場代理人、総合評価のときは点数が、個人の評

価が入るでしょう。そういうのには全然反映されぬと。それと、給料もその個人が点数を持っているという、給料も上げてもらえるんじゃないかなと思うんですけども。

○緒方土木技術管理課長 インセンティブについて先ほどお話をしましたけれども、今後制度を運用していく中で、それは考えていきたいと思っております。

現時点で、その若手という形でいきますと、今のところ、各地域で、やっぱり今後維持管理とか災害等で将来を担う人材確保が必要だと考えてますので、今回の表彰制度で各地域で2名程度というのを考えております。地域の若手の意欲を上げていただきたいというのが表彰制度の今回の内容なんですけれども、若手でいきますと、やっぱり熊本市内に大体半分ぐらい集まっていっちゃいますもんで、現時点で優良工事表彰とかそういうので設けると、かなりやっぱり不公平感があるということがありますので、そこら辺は、ちょっと制度の運用を見ながらやっていきたいと考えております。

それから、委託については、総合評価方式について、県内の物件でまだ総合評価まではやっておりますので、残念ながら総合評価の案件がないということで、今後の課題かなと思っております。

○増永慎一郎委員長 森委員、よろしいですか。

○森浩二委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

じゃあ、ちょっと私から1つ。

交特の委員会で、このマスタープランについては説明を受けて、内容を把握しているところなんですけど、3ページの右側の図、道路網に関して、この前、松永課長の御説明のと

きに、やっぱりこの計画、提案している道路等は、熊本市がほとんど工事主体になるということで言われておりました。つくられる際に、これは、例えば、私のところで小川嘉島線あたりは提案ということで印がついております。地域の首長さんとか、いろんな地域の方々、ここは期成会を持って要望をよくされているところなんです。ひとつ、こういったプランを組まれるときに、そういった要望等をですね、ニーズが高いということで提案をされていて、それが、例えば、熊本市のほうにどういうふうな形で伝わっていくのかというのをちょっと何か、伝え方というか、何かありましたらちょっといいですかね。

○松永都市計画課長 基本的には、確かに、この道路行政の場合、一般的にいろんな地域の方々から要望があつたりすると配慮するんですけど、今回は、あくまでもパーソントリップデータの定量的データをベースとして、それに基づいた需給バランスで、やっぱりここは渋滞しているね、やっぱりこれはきちとした改良が必要だよねというふうな形ですので、今回は、基本的にそういった地元の方々の要望とかいうのは、これは加味していません、基本的にはですね。

ただ、今後、先ほど説明しましたように、実行プランつくっていきますので、その中において、当然地域の方々の声というのも反映させていくということになるかなと思います。

それと、熊本市に関しては、確かに、熊本市内の国県道全て政令市以降は熊本市さんができるんですけども、やっぱり道路はつながっていますので、周辺の市町村では、県が国県道やっていますので、それとの連携というのは、当然今後とも協議、調整していくことは必要かと考えています。

○宮部道路整備課長 道路の関係なので、私

のほうからもちよつと。

今、都市計画課長がお話ししたとおりでございますが、基本的に毎年、実は道路関係につきましては、県と市で連絡調整会議というのを持っております。当然今ありましたように道路はつながっておりますので、政令指定都市、それ以外の周辺で、ちょうど市の境とつながっている道路につきましては、密に連絡をとりながらやっておりますので、その中で、いろいろ御要望等が我々県のほうにもありました件につきましては、逐一つないでいるような状況でございます。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 例えば、このマスタープランが一般の人たちの目にとまれば、例えば、この小川嘉島線なんか新たに橋梁をかけなきゃいけないような形になっているわけなんです。それで、これを見られれば、ああ、これはつくらすとばいというふうに多分思われると思うんですよ。そのときに、やはりつくろうと思っているけれども、これは熊本市の仕事なんですよという話だったら、このマスタープランはどこが出しとつとですかね、熊本県が出して熊本市も了承得た上で一緒に出しているのであれば、熊本市あたりの協力がもうちょっと必要じゃないかという話が必ず出てきます。ですから、熊本市と一緒にやっていく場合に――政令指定都市になって極端に何か態度が変わられたような気がいたしますので、その辺は、これは土木部全体として、今から都市計画課と道路整備課あたりと一緒にされる場合に、これはやっぱり強力で熊本市さんのほうには、このマスタープランが主で、そういったものを主に県も道路整備をやっていきたいというふうに思っているので、熊本市もきちんとやってくださいということを強く言ってほしいというふうに思っております。

今、北熊本インターチェンジというか、ス

マートインターチェンジ、これあたりも、何かとまっているということで、いろんな議員さんからも非常にクレームとか多いというふうに思っております。ですから、これは要望なんですけれども、そういうふうな形で強くぜひ推し進めてお話をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

ほかに何かありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、そのほかで何かありませんか。

○森浩二委員 確認ですけれども、県が発注工事で埋蔵文化財が出た場合、その調査費用は発注者になると思いますけれども、ただ、そこで工事がストップしたときの費用ですよ、リースで重機借りとったとか、また、仮復旧して——そういうふうなのは確実にその発注者が出すとですかね。

○緒方土木技術管理課長 結果的には工事中止ということでございますので、それに係る費用ということで、一時的に撤去してまた持ってくるという費用については、設計の変更という形で対応はできます。

○森浩二委員 これはもうきちんとしてやるということですかね、そのかかった費用は。

○緒方土木技術管理課長 その費用は出すということです。

○森浩二委員 まあ、埋蔵文化財だから、1カ月か2カ月、わからぬでしょう、時期が。その間、その代理人は遊んどかなんとたいな。ほかの工事行かれぬでしょ、そういう場合の何か臨時的なあれはあつとですか。違うと。

○緒方土木技術管理課長 いつから工事を中

止するかということで、いわゆる発注者と受注者でいつから中止するという正式に指示書を出しますので、その期間、中止した期間というのが明確に出ますから、それに対応して出るという形になります。

○森浩二委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○森浩二委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 これはもうちょっとケースが当たるかどうかわからない話なんですけれども、たしか、鬼怒川だった。堤防が決壊して、市は常総市だったかどうかちょっとわからないんですけども、あそこの災害が起きたとき、市の職員の残業時間が380とか何か、そういうふうにならなくて出てましたもんね。単純に計算すると、土日はカウントが多くなるから、単純に30日だと1日12時間なんですよ、プラス。8時間労働してその日に残業して20時間働くから、24時間だから、毎日4時間ぐらいしか寝てないという計算になるけれども、あり得るのかなと。だけど、実際に計上が上がって議会で問題になったんですよ。

ただ、県の場合も過去に、阿蘇とか、要するに白川とかあったとき、こういう何かある程度職員の限界というか、もう本当に災害で突発的に稼働しなきゃいけないけれども、これは人間的に無理だなということで、その辺を制止するという、そのバランスというのは、原則的に感覚として持ち合わせているのかな、どっかでとめるという、こういう制度というか、対応というのはどうなのかなと、県の場合、ちょっと確認したいなと思っています。

○成富監理課長 災害等が起きた場合に、その時間外がこれだけという抑制の基準というのはありませんけれども、一応災害が起きたら、河川課のほうでやっておられますけれども、トップチームということで、県全体の土木職員が応援に行く体制をつくっています。そういう形で少しでも現場の職員の負担を軽減する、それは土木部全体の職員でカバーしていくというような仕組みをつくっていますので、そういう形で、時間外、職員の負担増にならないような制度というか、危機管理はしている状況でございます。

以上です。

○城下広作委員 まあ、要するに、よその市のことだから、あんまり関係ないかもしれぬけれども、極端に1人だけじゃなくて、全ての人間の対応分が多くて、本当にその部分で人間として体調を崩すことがなかったのかなと心配があったから、ある程度やっぱりそこは常識の範囲でやらないと、現実には——我々も相当残業やってきたけれども、ある程度の時間超えると、もう感覚とか思考能力が停止してからできないという限界があるものだから、やっぱりそれはある程度人間のやりとりで、今県がやっている工夫というのは非常に大事で、それはまあ、上の方がしっかりとある程度見ていかないといかぬかなというふうに、ちょっとよそのこともちょっと部分で感じたものですから、一応確認で伺いました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二副委員長 木造化のことでお尋ねしたいと思います。

新国立競技場が提案があって、木造でというようなことになってますね。それで、本県も公共、3階建て以下は木造というような法律ができてから一生懸命頑張っていたいて

いる、わかります。片方で、木造にするとコストが上がるとか、誤ったメッセージが出回ってて、実際は、そんならどうなのよという話ですけれども、要は、新国立競技場なんかは、コストダウンにつながります。コストの問題で国民的議論を起こして、要は、150億ほど下げられる、そして分散発注により、全国各地の県から木材を確保ができる、そして基礎がキールアーチ等がなくなって、東京体育館の基礎の下までも行かなくていいとか、いろんな提言がなされています。

そういうことを考えると、実際のところ木造のほうが安く上がるんじゃないかなというふうな思いもいたすんですが、本県の木造化率、それから今後の見込みと誤ったメッセージですね、要は、コストダウンにつながるんだと、そして片方では、成熟した森林資源を多用して使おうかなという時代を迎えていますので、要は、いろんな今物件が出ていくと思うんですが、例えば、学校等であれば——私は工業高校の建築科で学びました。人吉、球磨は、日本遺産で木造がすごく美しいんです。それを見て、やっぱりおさまりとか構造を見て、自分でそこから技術的視野が広がったというふうに思っただけなんですが、いろんな学校建築の中で、木造の加工、いろんなアーチとかいろんなものを見ておくことは非常に大事なんだろうと思うんですね。そういうことを進めていかないと、職人の育成にもつながらないと思います。昔の職人さんというのは、徒弟制度で3年ほど修行したら、どんな業界でも飯が食えるような、そんな仕込みの場があったと思うんですが、要は、一生懸命ゼロ県債とか出していただいて、平準化へつなげて、人手不足で一極に集中してとかいうような構図を改正するためにも、やっぱり木造化というのは戦略性が要るんだろうというふうに思っているんですが、何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○増永慎一郎委員長 ちょっと整理して、何か質問の……。

○緒方勇二副委員長 要は、コストダウンが、誤ったメッセージがあるので、コストダウンに片方ではつながるといふうなああいう提言のされ方してます。くいがなくなるとか、基礎が小さくなるとか、実際は木造のほうが安く上がるのか、実際は高くなるのか、どういうふうな、数字的に——学校建築とか公共建築、3階建て以下の場合ですよ。実際はどうなのか、みんな、介護施設とか保育園とか、木造に踏み切れないケースがあるんですけども、結果的には設備で高くついているのか、いや、木造にしたら骨組みは安くついているんですよとか、いろんなケースがあると思うんです。何か比較検討とかされてますか。

○増永慎一郎委員長 コストの話。

○深水宮繕課長 宮繕課です。

まず、木造化率についてなんですけれども、ちょっとデータとして、ちょっと今持ち合わせてませんので、後で御報告をしたいと思えます。

木造についてなんですけれども、これもきちんとしたデータというのはないんですが、私が参加した木造に関する会議の中では、躯体といいますか、構造部門については、木造化をすると2割ぐらいアップするという、一般的ですけれども、そういうことを国のほうからは言われております。ですから、先ほど言われたように、全体ではどうなんだという話は、ちょっとまだ基本的にはわかりませんが、やはり今の状況、今の仕組みといえますか、それは、その林業サイドの、例えば流通の話になるかもしれませんけれども、その辺含めて、まだ今のところそんなに安くはならない、同等か、若干高目じゃないかな

というふうに思っております。

ただし、木造化を県としては進めて、よく、耐火とかあるいは音の問題とか、そういうことで気にされて木造化が進んでない状況はあって、特に補助金を使っている福祉施設関係が、特に木造化率は落ちて余り進んでないというふうに思っております。

木造化を進めるに当たって、私の個人的な考え方ですけれども、木造化にするに十分な木がたくさん育っているというので、木造化をしないといけないということではなくて、今、大きな木があることによって、いわゆる植林ができない状況になっていると。植林をするために木を切らないといけないというふうに思っております。ですから、今後ますますやっぱり木を切って、新たな植林をする必要があるんじゃないかというふうに私は思っていますので、まあ、そういう面では、木造化をじゃんじゃん進めるようにしていきたいと思っております。

○猿渡土木部長 今、緒方副委員長の御質問は、木造の場合、どのくらいのコストダウンになるのか、あるいはアップになるのか、その数値ということでありましたけれども、今ちょっと手元にそういう数値がないようですので、少し調べさせていただいて、御報告させていただきますと思います。

○増永慎一郎委員長 よろしくお願ひします。よろしいですか。

○緒方勇二副委員長 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付してお

ります。

次回の委員会については、1月29日金曜日
午前10時からを予定しております。

なお、正式通知については、後日文書で行
いますので、よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして第4回建設常
任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時21分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長